



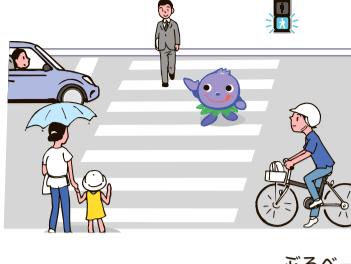
令和4年(2022年)

4/5

第1557号

市報

こだいら



令和4年7月採用市職員募集 2面
児童発達支援センターを開設 3面
道路工事にご協力を 4・5面

やさしいにほんごでのお知(し)らせ



ご存知ですか 自転車の交通ルール

自転車は手軽に利用できる移動手段ですが、自動車と同じように交通ルールがあります。このルールを知らないと、交通事故の被害者だけでなく、加害者になってしまうかもしれません。自転車に関する交通ルールとマナーを正しく学んで、交通事故に遭わないようにしましょう。

問合せ 交通対策課 042(346)9827



交通事故の約50%は 自転車が絡む事故



令和3年の市内の自転車事故は、交通事故全体の約50%を占め、都内全体の交通事故に対する自転車事故の割合の約40%と比較しても、高い水準にあります。

4月6日(水)～15日(金)は、春の全国交通安全運動を実施します。交通事故に遭わないためにも、安全運転を心がけましょう。

交差点を渡るときに 確認するポイント

一時停止

自転車も「止まれ」の標識があるときは必ず停止線で止まり、自動車や歩行者がいないかを確認しましょう。

※標識がない交差点でも、必ず周りの安全を確認して通行しましょう。

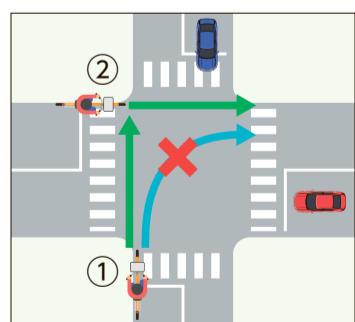


交差点を右折するときのルール

①道路の左側端に寄って、交差点の向こう側まで直進します。

②その地点で止まり、右に向きを変えてから直進します（信号機がある場合は、前方の信号機が青になってから進む）。

※道路の左側から直接右折すると、直進する自動車の前を横切ることになり、危険です。



交差点を左折するとき のルール

道路の左側端に寄って、ゆっくり左折します。

左折するときは、横断歩道を渡る歩行者や自転車がいないか、周りを確認して通行しましょう。

信号機

自転車が従う信号機は、車道を通行している場合は車両用信号、歩道を通行している場合は歩行者用信号です。

周りの安全を確認して通行しましょう。

一部歩車分離式信号機がある 交差点での自転車の渡り方

市内には、歩行者と車両の通行を時間で分ける、一部歩車分離式信号機が11か所設置されています。この信号機は、歩行者用信号と車両用信号が青になるタイミングが異なります。

信号が青になる前の見切り発進や見切り横断は、事故につながり大変危険です。現在通行している所の対面の信号に従い、通行しましょう。

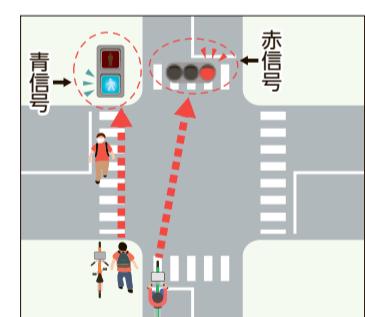
車道を通行しているとき

車両用信号に従います。

歩道を通行しているとき

歩行者用信号に従います。

ただし、歩道や横断歩道は、歩行者が優先です。歩行者がいるときは、自転車から降りて渡りましょう。



※自転車は車道通行が原則ですが、例外として、歩道を通行できる場合があります。詳しくは、自転車ルールブック（中学生以上向け）をご覧ください。

こんな運転はやめましょう 危険運転は罰則の対象です

飲酒運転、二人乗り、横並び走行、傘差し、イヤホン・スマートフォンの使用などの危険運転は、罰則の対象となります。絶対にやめましょう。



自転車の交通ルールとマナーを学びましょう 自転車ルールブック

市では、自転車の基本的な交通ルールや通行方法などについてわかりやすく解説した、自転車ルールブックを作成しています。ご家族で、交通ルールを確認する際にご活用ください。

冊子は、交通対策課（市役所4階）、公民館、地域センター、図書館で配布している（小学生向けのみ）ほか、小平市ホームページからもご覧になれます。



小学生向け



中学生以上向け